

定住促進のための奨学金返還額の一部免除取扱要綱

(趣旨)

第1条 ふるさと定住を促進するため、公益財団法人島根県育英会奨学金貸与規程第21条第4項に規定する奨学金の返還の一部免除（以下「定住免除」という。）の取扱いについて、必要な事項を定める。

(定住免除の対象者)

第2条 定住免除の対象となる人は、平成14年度から平成28年度までの期間に奨学生の決定を受け、貸与された奨学金を返還すべき時期が到来した人（以下「奨学金返還者」という。）とする。

(定住免除の内容)

第3条 奨学金返還者が、奨学金を返還すべき時期に島根県内に居住したときは、その居住した期間に応じて奨学金の返還の一部を免除する。

(定住免除の要件等)

第4条 定住免除の要件等については、次のとおりとする。

(1) 定住免除の要件

- ア 奨学金返還者が島根県内に居住していること。
- イ 奨学金返還者が返還すべき割賦金の額を滞納していないこと。

(2) 定住免除の額

奨学生として貸与を受けた奨学金貸与の月額にかかわらず、奨学金の貸与月額3万円を基礎貸与月額として定住免除の対象とし、基礎貸与月額3万円に対応する返還額の1/2を奨学金返還者が島根県内に居住した期間に応じて、本来の返還額から一部免除するものとする。

(定住免除の申請)

第5条 定住免除を受けようとする奨学金返還者は、定住免除申請書（様式1）に住民票抄本を添えて公益財団法人島根県育英会理事長（以下「理事長」という。）に提出するものとし、理事長はその結果を申請者に通知する。

(定住免除対象期間)

第6条 定住免除の対象となる期間は、定住免除を決定した日の属する月の翌月から定住免除の要件に該当しなくなった日の属する月の翌月までとする。

(定住免除の方法)

第7条 定住免除に決定した人の奨学金の返還は、金融機関の口座振替時に割賦による本来の返還額から免除額を差し引いて行うものとする。

(定住免除継続の確認)

第8条 定住免除の対象期間中は、毎年5月と11月に住民票抄本等を理事長に提出しなければならない。

2 住民票抄本等の提出がない場合は、定住免除の要件に該当しなくなったものとみなして定住免除を停止することができる。

(定住免除要件に該当しなくなった人の届出)

第9条 定住免除の決定を受けた人が鳥根県外への転出等により定住免除の要件に該当しなくなる場合は、あらかじめ定住免除要件喪失届(様式2)を理事長に提出しなければならない。

(虚偽の申請等の場合の措置)

第10条 理事長は、次のいずれかに該当する場合は、理事長が指定する期日までに定住免除を受けた金額及び奨学金返還未済額の全額を一括返還するよう文書で請求することができる。

- (1) 定住免除の要件に該当しないにもかかわらず定住免除の虚偽の申請をし、定住免除を受けていたことが判明したとき。
- (2) 定住免除の要件に該当しなくなったにもかかわらず、故意に定住免除を継続して受けていることが判明したとき。

(実施細目)

第11条 この要綱の実施に関して必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成15年2月10日から施行し、平成14年度決定に係る奨学生から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年3月9日から施行し、平成24年度決定に係る奨学生から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

様式1 (第5条関係)

年 月 日

公益財団法人島根県育英会 理事長 様

申請者
住 所 〒

奨学生番号 島奨第 - 号

氏 名 ㊟

定 住 免 除 申 請 書

公益財団法人島根県育英会奨学金貸与規程第21条第4項の規定により、貸与を受けた奨学金の一部について返還免除を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

① 貸与を受けた 奨学金の総額	円	② 最 終 の 貸与年月	年 月
③ 返還開始(予定) 年 月	年 月	④ 返 還 終 了 予 定 年 月	年 月
⑤ 返還計画の 内 訳	円× 回 円× 回	⑥ 申請時までの 返還済額	円
⑦ 島根県内の居住地 〒		⑧ 居住地の電話番号	
⑨ 勤務先があれば記入(自営を含む) 勤務先等の所在地 〒		⑩ 会社等の名称	⑪ 会社等の電話番号
⑫ 島根県内に居住 を始めた年月日	年 月 日	⑬ 卒業した大学等名	卒業年月日 年 月 日

注) 申請書には次の書類を添付すること。

- 1 学校を卒業したことのわかる書類(卒業証書の写し、卒業証明書等)。
- 2 申請者の住民票の抄本。

様式2（第9条関係）

年 月 日

公益財団法人島根県育英会 理事長 様

届出者
住 所 〒

奨学生番号 島奨第 - 号

氏 名 ⑩

定 住 免 除 要 件 喪 失 届

貸与を受けた奨学金の一部について返還免除を受けていましたが、下記のとおり定住免除の要件に該当しないこととなるので届け出ます。

記

- 1 島根県外へ転出する年月日（定住免除要件に該当しないこととなる日）

年 月 日

- 2 島根県外へ転出する理由（可能であれば記入する）
（定住免除要件に該当しないこととなる理由）

--

- 3 島根県外へ転出後の住所（決まっていれば記入する）

〒	電話番号

注 公益財団法人島根県育英会奨学金貸与規程第27条の規定により、奨学金返還者等の住所その他の事項に変更があった場合は、直ちに「奨学金返還者異動届」を提出しなければならないこととなっているので、転出後の住所が未定の場合でも育英会に早急に連絡すること。